

特集 いまだに「強制連行」史観にしがみつく人たち

「竹島問題研究会」の最終報告が証明した韓国側主張の無理

「事実かどうかは問題ではない」と 言い切った韓国「独島本部」

拓殖大学教授・しもじょう・まさお

下條 正男

島根県と島根県の「竹島問題研究会」はこの7月12日、2年間の調査結果をまとめた最終報告書を外務省に提出した。これに対し韓国の独島本部は同16日、

「竹島研究会の最終報告書の意味」と題する論評を発表し、「独島強奪の詭弁を準備」と警戒感を露わにした。

これは7月20日、日本では海洋政策を総合的に推進するための海洋基本法が施行され、内閣府には「総合海洋政策本部」が、外務省には「海洋に関する外交政策本部」が発足することになっていたからだ。そのため最終報告書を「虚偽の工作次元の文書」とし、竹島問題研究会

の調査研究に対しては「今日の独島危機を作り上げたのは、すなわちこれ等の邪悪な凶計」と決め付けていた。

ではこの独島本部とは、どのような団体なのか。独島本部のホームページによると、韓国側が竹島に戸籍を移しはじめた1999年末、それに対抗して日本側にも同様の動きが見られたことから、在野の団体を糾合して抗議の新聞広告を掲載したことから始まったとしている。やがて運動の矛先は、1998年に締結された日韓の「日韓漁業協定」に向けられ、竹島を暫定水域に含め、排他的経済

批判する急先鋒となつた。2000年には韓國労総、民主労総、宗教界、民族運動団体、社会運動団体など50余りの組織が参画した「独島探し運動本部」として発足し、現在に至つている。

だがその活動は攻撃的で、排他的経済水域問題では韓国政府の政策にも批判的である。独島本部は、頻繁に学術討論会を開催しては日韓漁業協定の破棄を訴え、竹島問題ではネット上でも大きな影響力を發揮するなど、在野の雄となつている。

その独島本部が発表した論評では、「事実かどうかは問題ではない」、「この

種のものが問題だ」とするほど、冷静さを欠いた内容となつていて。これほどまでに独島本部が狼狽する理由はどこにあるのか。これまで韓国側では、日本側からの持続的で体系的な批判を受けたことがなく、自己中心的に作り上げた歴史像の中での竹島問題を論じてきた。

そのため批判を受けたことのない韓国側の竹島研究は、我田引水的な傾向を強め、自分たちの歴史認識と異なれば「歪曲」、「右傾化」等と反応することになった。独島本部の論評は、その典型といえる。

では韓国側がしばしば「歪曲」、「誤読」と騒ぐその実体は、どのようなものなのか。本稿では、独島本部によるプロパガンダの内容を検討し、韓国側が唱え

る歴史問題とはどのようなものか、そのまま実像に迫ることにした。

さらに本稿では、歴史問題に名を借り、日本のネット上でプロパガンダを続ける朴炳渉氏の半月城通信についても、組上に乗せることにした。半月城通信は、下條正男批判等とし、竹島問題に関する私の見解に対して、根も葉もない誹謗中傷を続いているからだ。その半月城通信の朴炳渉氏がこの3月、島根大学名誉教授の内藤正中氏と共に『竹島日獨島論争（歴史資料から考える）』を刊行し、名指しで私の批判を行った。サブタイトルでは「歴史資料から考える」と、文献に基づいた客観的研究を装っているが、実際は根拠がないまま日本批判をする政治的宣伝書である。

これらを放置しておくことは、事実に基づつかない歴史を定着させ、後世を誤ることになる。現に今日の竹島問題は、今から三百年ほど前の安龍福という人物の偽証が発端となっている。さらに最近は、韓国側による一方的な言動や、関連機関からのプロパガンダ本の刊行が続き、歴史の事実に基づつかないものが目立

つている。中には文献を羅列するだけで歴史研究と称し、人々を欺くものも多い。

島根県の「竹島問題研究会」は史料と地図を中心に、竹島研究の基礎資料の整理と分析を目的としてきた。それが最終報告書である。2005年6月以来、

下條正男氏 昭和25（1950）年、長野県出身。国学院大学大学院博士課程修了。58年、韓国へ渡り、三星綜合研修院主任講師。仁川大学客員教授を経て、平成10年帰国。11年から拓殖大学に移り、現在同人文科学研究所所長、国際学部教授。専門は日本史。著書に「竹島は日韓どちらのものか」（文春新書）など。

● 冷静さを失つた独島本部の反論

では韓国の独島本部が、島根県の竹島問題研究会がまとめた最終報告書を「歪曲」、「詭弁」、「虚偽の工作次元の文書」と断じた論拠は、どこにあつたのか。論評では争点を三つ挙げ、反論している。

その内容は、竹島問題に対する基本知識がなければ理解が難しいが、独島本部の口吻を知つていただくためにも、そのまま引用することにした。長い引用となるが、お付き合いいただきたい。

以下、※から※まで引用した文章が、論評の一部である。はじめに独島本部の説明があり、続いて数字で示したのが批判の対象として挙げた「最終報告書」からの引用。最後に（反論）と記されているのが、独島本部による反論である。なお、傍線は筆者が意図的に引いた。反論とは言いながら、そこでも巧妙に文献の趣旨をすり替える独島本部の欺瞞性が、よく出ている部分だからである。

※

竹島問題研究会が報告した内容を見てみると、その内容が何故、詭弁なのか一度見てみたい。全部が嘘であるが、大変長いので、3つだけ反論を書いてみる。

1・1667年の『隱州視聴合記』にある竹島・松島の記載には諸説があるが、少なくとも朝鮮の領土としては記録していない。と主張した。（反論）この主張は、形式論理には合つ

ているかも知れないが、内容を見れば完全に虚偽の主張であることに違ひがない。隱州視聴合記にはこのように書かれている。「日本之乾地以此州為限矣」（日本本の乾の方向は隱州をその限りとする）。乾（いぬい）は北西方向を言う。日本と韓国の間には、3つの島しかない。鬱陵島、獨島、隱州（隱岐）である。この本では、隱州を日本の北西の限りとすると、分明に記録している。とすれば鬱陵島、獨島は当然、日本の領土ではなく、韓国の領土であることを認めていたといふことだ。それを獨島が朝鮮の領土とした記録がないと我を張つている。それなら隱州（隱岐）を限りとするとした記録は、いつたい何と言つたらいいのか。だがこの本には、それに対する明白な反論がすでに記されている。（この二つの無人島から高麗を見ることは、雲州から隱州を望み見るのと同じである）。まさにこれが無人島が高麗、すなわち朝鮮の領土であることを認めた表現であることは、明らかではないのか。

3・韓国側が獨島とする、1900年の大韓帝国の勅令第41号に記録された〈石島〉は、当時の地図、地誌、現地調査の結果、現在の竹島（獨島）である可能性はほとんどなく、鬱陵島の属島である觀音島である可能性が高い。

（反論）東側の海で日本と韓国間にあら島は3つだ。鬱陵島と附屬の島、独島、隱岐島だ。鬱陵島の附屬の島である

いということだ。本当にそうなのか。

2・1877年（明治10年）の太政官文書には、「竹島外一島」は、日本と関係がないと記載されているが、朝鮮の領土とは記載されていない。（以下部分、省略）と主張している。

（反論）この問題もまつたく上の条項と異ならない。日本政府がこの問題に応えなければならなかつた理由は、朝鮮との領土問題を念頭に置いていたからである。それで日本とは関係がないと、中央政府から分明に、それも膨張主義に染まつた明治時代に日本と関係がないと応えたとしても、朝鮮の領土と記録していくと我を張る性根は、いつたいどういう心理状態なのか。

い」ということだ。本当にそうなのか。

2・1877年（明治10年）の太政官文書には、「竹島外一島」は、日本と関係がないと記載されているが、朝鮮の領土とは記載されていない。（以下部分、省略）と主張している。

（反論）この問題もまつたく上の条項と異ならない。日本政府がこの問題に応えなければならなかつた理由は、朝鮮との領土問題を念頭に置いていたからである。それで日本とは関係がないと、中央政府から分明に、それも膨張主義に染まつた明治時代に日本と関係がないと応えたとしても、朝鮮の領土と記録していくと我を張る性根は、いつたいどういう心理状態なのか。

3・韓国側が獨島とする、1900年の大韓帝国の勅令第41号に記録された〈石島〉は、当時の地図、地誌、現地調査の結果、現在の竹島（獨島）である可能性はほとんどなく、鬱陵島の属島である觀音島である可能性が高い。

（反論）東側の海で日本と韓国間にあら島は3つだ。鬱陵島と附屬の島、独島、隱岐島だ。鬱陵島の附屬の島である

観音島は鬱陵島と事実上繋がっている状態で、どんな理由からも石島と記録される島ではない。それに代わって、独島は

今では孤立の独の字を書くが、本来は岩の島と呼んだ。その岩島が全羅道の訛ではドクだ。朝鮮時代から独島と鬱陵島には慶尚道よりも全羅道の人々が圧倒的に多かつたため、全羅道の訛である独島が書かれたということだ。そのため勅令では獨島、すなわち石の島を直訳し、石島と称したのだ。鬱陵島に繋がっているとされる観音島が、天候がよければ見える島であるということはない。

※

以上が独島本部の論評に記された反論である。論評では竹島問題研究会に対し、「詭弁を研究成果と言い張つて、あたかも学問的な成果が現れたかのように日本国民と国際社会の中に乗り出していく。全てが犯罪心理の所有者達」として、日本国民と国際社会の中に乗り出しているが、竹島問題研究会が重視したのは歴史の事実である。我々が語らずとも、史料や地図は問わず語りに語ってくれる

からだ。

だが独島本部の論評がどうであれ、竹島問題研究会の最終報告書に反論し、論争を挑んできたことには感謝しなければならない。これまで韓国側は、日韓の間には領土問題は存在しない、としてきた。それが島根県の「竹島の日」条例の成立を契機として、韓国側の攻勢が始まると、国際社会を舞台に、日本の非を訴えるという手段にてた。韓国側としては、もう後には引けないところにまで来ているからだ。韓国側は、パンドラの箱を開けてしまったのである。それでは以下、

独島本部が掲げた争点に沿い、反駁を試みることにする。
独島本部が掲げた争点に沿い、反駁を試みることにする。
独島本部が掲げた争点に沿い、反駁を試みることにする。

○漢文が読めていない韓国側
まず独島本部が掲げた争点を整理すると、次の二点である。(1)『隱州視聴合記』(1667年序)の「此州」は、隱州か鬱陵島か。(2)「竹島外一島本邦関係これなし」とした1877年の太政官決定に、竹島は含まれるか。(3)19

00年の大韓帝国の「勅令第41号」に、竹島は含まれているのか。では以上の三点を中心に、事実を明らかにしたい。

(1)『隱州視聴合記』について

竹島問題は1952年1月18日、韓国の李承晩大統領が、「李承晩ライン」を宣言し、竹島をその中に含めたことに起因する。以来、竹島は日韓の係争の地となるが、日韓両国政府は覚書を交換し、1965年に国交が正常化するまで竹島の領有権争いは続いた。

その覚書の中に『隱州視聴合記』が登場するのは、1954年2月10日付の日本政府の覚書からである。日本政府は、松江藩の齋藤豊仙が編述した『隱州視聴合記』(1667年序)に、鬱陵島と竹島のことが記されていることから、竹島を日本領とした最古の文献として、竹島の領有権を主張する論拠とした。その際、日本政府は、独島本部が引用したのと同じ「此(この)州を以つて限り(境界)となす」を使い、「此州」を鬱陵島と解釈して、鬱陵島を日本の西北

限としたのである。

ところが韓国政府は1959年の覚書で、「此州」を隱岐島のことと解釈し、隱岐島を日本の西北限としたため、同じ文献に対して二つの解釈が生まれ、混乱が生じていた。そこで竹島問題研究会の最終報告書では、「此州」を鬱陵島のことと解釈し、韓国側の解釈の誤りを指摘したのである。

ところが韓国の独島本部は、それらを「完全に虚偽」と無視し、同じ話を蒸し返してきたのである。それも原文の漢文では「日本之乾地以此州為限矣」とあって、「此州」がどこを指すのか明確でないにもかかわらず、韓国語訳では、「日本の乾の方向は隱州をその限りとする」とし、「此州」を隱州としてしまつてゐる。論拠も示さず、一方的に「此州」は隱州と決め付けてしまつては、反論の意味をなさない。

これは漢文が読めていないからである。現にそれを示す事例を、反論の中からも指摘することができる。独島本部の反論では、『隱州視聴合記』の「この二

つの無人島から高麗を見ることは、雲州から隱州を望み見ると同じである」とした部分を、「まさにこれは無人島が高麗、すなわち朝鮮の領土であることを認めめた表現である」と解釈したからだ。だが『隱州視聴合記』で、「二つの無人島（現在の鬱陵島と竹島）から高麗（朝鮮半島）が見えるのは、隱州（出雲）から雲州（隱岐島）を望み見ると同じだ」とする時は、異国である朝鮮が見える無人島は、当然、日本領として認識していたとしなければならない。それをなぜ、無人島を朝鮮領と解釈したのであるか。『隱州視聴合記』から当該記述を引用し、検証してみることにした。

次は漢文で書かれた『隱州視聴合記』の当該箇所を、現代語訳したものである。文中の（）内は、理解を助けるため筆者が補い、重要と思われる箇所には傍線を引いておいた。

※

隠州は北海の中にあるので、隱岐島（と言ふ）。〔割注〕「按するに、倭訓、海中をおきと言ふ故の名だろうか」。その異（南東）にあるのは島前で、その震

る。

では池内氏の徹底的な分析は、文献批判に耐えられるものなのであろうか。池内敏氏の数編の論稿は、盧武鉉大統領の肝いりで発足した「北東アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」刊行の『独島論文翻訳選II』（2005年刊）に収録され、「此州」を隱岐島のこととする韓国側の見解を補強する、理論的根拠とされている。池内敏氏が「此州」を隱岐島と解釈した『隱州視聴合記』の「国代記」とは、どのような文章だったのであろうか。『隱州視聴合記』から当該記事を引用し、検証してみることにした。

では池内氏の徹底的な分析は、文献批判に耐えられるものなのであろうか。池内敏氏の数編の論稿は、盧武鉉大統領の肝いりで発足した「北東アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」刊行の『独島論文翻訳選II』（2005年刊）に収録され、「此州」を隱岐島のこととする韓国側の見解を補強する、理論的根拠とされている。池内敏氏が「此州」を隱岐島と解釈した『隱州視聴合記』の「国代記」とは、どのような文章だったのであろうか。『隱州視聴合記』から当該記事を引用し、検証してみることにした。

では池内氏の徹底的な分析は、文献批判に耐えられるものなのであろうか。池内敏氏の数編の論稿は、盧武鉉大統領の肝いりで発足した「北東アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」刊行の『独島論文翻訳選II』（2005年刊）に収録され、「此州」を隱岐島のこととする韓国側の見解を補強する、理論的根拠とされている。池内敏氏が「此州」を隱岐島と解釈した『隱州視聴合記』の「国代記」とは、どのような文章だったのであろうか。『隱州視聴合記』から当該記事を引用し、検証してみることにした。

では池内氏の徹底的な分析は、文献批判に耐えられるものなのであろうか。池内敏氏の数編の論稿は、盧武鉉大統領の肝いりで発足した「北東アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」刊行の『独島論文翻訳選II』（2005年刊）に収録され、「此州」を隱岐島のこととする韓国側の見解を補強する、理論的根拠とされている。池内敏氏が「此州」を隱岐島と解釈した『隱州視聴合記』の「国代記」とは、どのような文章だったのであろうか。『隱州視聴合記』から当該記事を引用し、検証してみることにした。

(東)にあるのを島後と言う。その府(官庁)は、周吉郡南岸西郷豊崎にある。是(府)より南、雲州美穂関に至ること三十五里。辰巳(南東)伯州赤崎浦に至ること四十里。未申(南西)石州温泉津に至ること五十八里。子(北)より卯に至ること五十八里。子(北)より卯には往くことのできる地はない。

(東)には往くことのできる地はない。
戌亥(北西)の間、行くこと二日一夜のところに松島(現、竹島)がある。また一日の程に竹島(現、鬱陵島)がある【割注】
〔俗に磯竹島と言う。竹魚海鹿多し〕。この二島は無人島で、高麗が見えることは、ちょうど雲州から隱岐を望むようである。然らば則ち(そうであるからすなわち)日本の乾(北西)の地は、此州をもつて限り(境)となす。

※

この「国代記」の当該記事を読めば理解していただけると思うが、池内敏氏は、漢文で書かれた『隱州視聴合記』の「国代記」を解釈する際、冒頭の「隱州」を主語とし、最後の「限りとなす」を述語と解釈して、「此州」を隱岐国としていたのである。だが冒頭部分の「隱州」

と、述語とされた「限りとなす」の間には、他にも主語がある。「府は」と「此の二島は」である。この内、「府は」の述語となるのは、「豊崎にある」の「ある」である。

さらにこの文章では、その「府」を中心、四方の地理との距離的関係が記述され、各方位は「至る」で結ばれていく。「竹島(現、鬱陵島)がある」は、その最終部分である。従つて、最後の「限りとなす」の主語となれるのは、直近の「此の二島」である。なぜなら、

「国代記」には、「此の二島」と「限りとなす」を結ぶ接続詞として、「然則」が挿入されているからである。ここでは鬱陵島から「高麗が見えることは、ちょうど雲州から隱岐を望むようである」と

西の地はどこを基準として、西北としているのだろうか。それは齋藤豊仙自身、「國代記」で「是より南」、「辰巳(南東)」「未申(南西)」「子(北)より卯(東)」「戌亥(北西)」と四方に当る地名を説明した際、その基点としていたのは隠岐島の「府」である。

「国代記」を書いた齋藤豊仙は、隱州と周辺との地理的関係を説明するため、隱岐島を中心に置き、四方との位置関係を記していたのである。その四方の先にある場所で、出雲から隱岐が望み見えるよう、朝鮮半島が見えると言える所は、美穂関や赤崎浦、温泉津ではなく鬱陵島である。それに異国である朝鮮を見ている場所は、当然、日本領として認識していると見なければならない。

これに対し池内敏氏は、私の見解について、「前近代竹島の歴史学的研究」で「竹島(鬱陵島)が日本領と書いてあるとする思いこみ」として批判しているが、それこそ池内氏の思い込みである。

次に述べるように、漢文としての「国代

記」を普通に読めば、「日本の乾（北西）の地、此州を以つて限りとなす」の「此州」は、齋陵島の他にはないからである。

(2) 歴史的に見ても此州は齋陵島
池内敏氏は、「竹島（齋陵島）が日本領と書いてあるとする思いこみ」とするが、齋藤豊仙が郡代として隠岐島に赴任した頃は、齋陵島は日本領として認識されていたからである。寛永二十年（1643年）、朝鮮通信使一行の申竹堂からの求めに応じ、幕府の儒者である林鵝峰と林読耕斎が編纂した『日本国記』（『隠岐國』条）にも、「隱岐の海上に竹島（現、齋陵島）あり。竹多く、鮑多し。味甚だ美。海獸を葦鹿」と記されていたからである。

それに齋藤豊仙が『隱州視聴合記』を編纂する前年（1666年）、齋陵島に渡った大谷家の二十一名が帰路、朝鮮に漂着する事件が起っていた。その際、幕府の儒官、人見竹洞は、朝鮮からの書

簡の解説を命じられ、林鵝峰にも相談している。人見竹洞の『添長日録』によるところ、林鵝峰からはその時、米子の居民が竹島（齋陵島）に渡るようになつた経緯について、松平新太郎（池田光政）が伯耆国（鳥取）に入府する際、阿部正之の斡旋によつたと、聞かされていた。

寛文六年の大谷家の遭難に対しても、幕府当局者も鳥取藩米子の大谷家が齋陵島に渡つた事実を承知していたのである。

それは朝鮮側も同じで、朝鮮では大谷家が竹島での漁採の帰り、朝鮮に漂着したものと認識していた。それどころか、朝鮮側では竹島のことは深く考えず、遭難した大谷の人々を丁重に送り帰す事に、神經を使つていたのである。

齋藤豊仙が松江藩預ヶ地であつた隠岐島に、藩命で渡るのは寛文七年八月、大谷家が遭難した翌年である。それに大谷家の二十一名は寛文七年、鳥取藩の大坂藩邸を経由して帰国している。

『隱州視聴合記』の序は、寛文七年十月に書かれているが、永海一正氏の『隱岐の歴史』によると、齋藤豊仙が隠岐島に

赴いたのは、郡代としてであつた。

当時、隠岐島は北前船などの風待港とされ、大谷・村川家が齋陵島に渡海する際も隠岐島に寄港して、福浦で風待ちを

していた。この齋陵島渡海の事実は、当然、郡代の齋藤豊仙も承知していた。齋藤豊仙も『隱州視聴合記』の「南方村」条に、「儀竹島（現、齋陵島）に渡る者、是に於て泊して、晴を量り、風を占う」と記しているからだ。

さらに隠岐島に寄港する他国（藩）の船は、入津の際には往来手形が改められていた。鳥取藩米子の大谷・村川両家の船が齋陵島に渡る際も、鳥取藩の船奉行から往来手形の発給を受けている。そこには「竹嶋渡海の為出船、船頭水主共式拾武人」と認められ、「竹嶋渡海」が明記されていた。隠岐島の郡代として赴任した齋藤豊仙は、隠岐での職掌も把握していたはずである。その齋藤豊仙が、竹島（齋陵島）を朝鮮領として、隠岐島を日本の西北限とするだろうか。鎖国時代の当時、異国への渡海は禁じられていた。齋陵島を朝鮮領と認識していれば、

「竹嶋渡海」を認めるだろうか。歴史的事実においても、「日本の西北の地」は鬱陵島でなければならなかつたのである。

では朴炳渉氏が、「徹底的な分析を通じて綿密に論証されました」とする池内氏の研究とは、どのようなものだつたのであろうか。池内氏は、『隱州視聽合記』に登場する「此州」の全用例を比較し、「此州」の州を国と解釈すべきとする大胆な手法で、証明しようとしたのである。だがその遠大な研究手法には、致命的な欠陥がある。

『隱州視聽合記』は漢文と和文で書かれ、それ自体が統一された文体で記述されていたわけではなく、時代も作者も違っていた文献も引用しているからである。そのため、普通の歴史研究では、「此州」の用例を比較し、「國代記」の「此州」を類推するという方法はとらない。漢文には漢文の、和文には和文の修辞法があるからである。それに池内氏は、「國代記」全てを伝來の文章のように理解しておらぬが、「國代記」は「民部図帳」と「古老傳」からの引用と、「此州」を含む

冒頭の文章から成つている。つまり「國代記」は、成立年代の異なる文献を繋いで、作られていたのである。その中でも竹島（現、鬱陵島）と松島（現、竹島）に言及した冒頭の文章は、大谷家や村川家が鬱陵島に渡るようになつてからもので、齋藤豊仙の筆になるものと見てよいであろう。

従つて、「國代記」の「此州」を解釈するには、「民部図帳」や「古老傳」はもちろんのこと、『隱州視聽合記』全体の「此州」を引き合いに出す必要はないのである。それを池内敏氏は、漢文で書かれた「國代記」を漢文として読まず、敢えて用法の比較といった奇抜な方法をとつて、竹島問題研究を混乱させてしまつたのである。その際たるもののが「此州」の解釈である。問題の「此州」の前には、少なくとも「隱州」「府」「此の二島」の三つの主語がある。池内氏は「府」「此の二島」の二つの主語を飛び越して、冒頭の「隱州」を、その奇抜な

け、「此州」を、隱岐国のこととしたのである。これを文献の恣意的解釈といい、詭弁と言うのである。

だが漢文で書かれた「此州」を解釈する際は、池内氏のように国に固執せず、島と読んでも構わないのである。事実、朝鮮の近代史学の祖とされる李漢は、日本と朝鮮が鬱陵島の領有を争つた際、それを解決したのは安龍福の功績として、「累世の争いを息め、一州の土を復す」としている。この一州は、鬱陵島のことである。以上、「此州」に対する池内氏の解釈を見ていくと、池内氏の主張には、何ら根拠がなかつたことは明らかである。今日、池内氏の論稿は、韓国側の理論的根拠とされているが、それは1959年以来の韓国側の主張を補強するものだつたからである。だが池内氏の見解に歴史的根拠がない以上、それを採用する独島本部の反論は、詭弁であつたということである。

● 独島本部の主張は詭弁の連續

詭弁といえば、独島本部が反論に使つ

た1877年（明治10年）の太政官決定

の解釈にも、同じような詭弁が潜んでい

た。独島本部が「竹島外一島、本邦関係

これなし」とした太政官決定を反論の論

拠にしたのは、外務省が竹島関連のホー

ムページを書き換え、「竹島は、歴史的

事実に照らしても、かつ国際法上も明ら

かに我が國固有の領土である」とし、韓

国による竹島の占拠は「不法占拠」とし

たからである。

独島本部としては、1877年に日本

政府が「竹島外一島、本邦関係これな

し」とし、日本領でないとしたのに、

「我が國固有の領土」とするのは、論理

的に矛盾している、と反発したのであ

る。その論理は、島根大学名誉教授の内

藤正中氏が岩波書店の『世界』（200

5年6月号）に発表してから一気に浮上

し、内藤氏の論文が韓国側の『独島論文

翻訳選』として刊行されたことで、韓

国側の理論的根拠とされるようになつて

いた。

だが内藤正中氏の主張は、「竹島外一

島」の字面に囚われたもので、その問題点については、すでに本誌三月号、七月号で指摘したので、ここでは割愛する。同じく勅令の中の石島についても重複を避けた省略した。

だが、独島本部が同じことを繰り返し、強気に出たのはなぜか。内藤正中氏の説を無批判に踏襲し、それを反論の論拠にしたからである。韓国側では文献批判を怠り、文献を自己流に解釈する傾向があるが、歴史問題はそれでは解決しない。特に日韓の歴史問題では、文献批判は疎かにできない。

それに相手側の主張に誤りがあれば、「眞実を以って」反論することは不可欠である。それを日本は怠り、韓国側の方的な主張に任せて、反論らしい反論をしてこなかつたため、日本は歴史問題で苦しむのである。誤った歴史認識が、歴史の事実として定着し、次の歴史問題の温床となってしまうからである。竹島問題から日本海呼称問題が発生し、日本海呼称問題から海底地名問題が派生した。そ

統治時代の悪行の数々である。

加えて日韓の歴史問題には、もう一つ

の課題がある。池内氏や内藤氏のよう

に、歴史的根拠がないまま、文献を恣意

的に解釈し、日韓の歴史問題を複雑にしてしまうことである。

朴炳渉氏の『竹島・獨島論争（歴史資料から考える）』に登場する金沢教会の牧師漆崎さんもその一人である。漆崎さんは国立公文書館から「儀竹島略図」を発見したとして、韓国側に通報し、これが韓国側では大々的に報じられた。漆崎さんは朴炳渉氏の『竹島・獨島論争』で、太政官は、「儀竹島略図」によつて特定され確証されているように「外一島」（竹島・獨島）について「本邦関係無之」と記し、これを日本領外であると確認し、この事実を明治政府の国家的意志として公にした」としている。

だがこの「儀竹島略図」は、島根県が提出したもので、明治政府が「竹島外一島」を日本領と関係なしとした証拠には使えない。朴氏と牧師の漆崎さんは、「日本国は、敗戦と同時に、侵略のはし

りとして奪取した竹島（独島）を朝鮮国、大韓帝国、現在の韓半島の領土として認め、その領有権を放棄すべきであった。日本の竹島（独島）領有権主張は、日本国による韓半島への侵略を正当化するものであり、今尚、その残滓が清算されていないことを意味する」とするが、これでは盗人に追い銭である。

韓国側は竹島の領有権を主張できる歴史的根拠がないまま、今も不法に竹島を占拠しているからだ。漆崎さんは、『公文録』に収録されれば、全てを太政官の資料と考えているようだが、それは早計である。その中には島根県が提出した文書もあるからだ。

島根県は、鬱陵島と現在の竹島を「山陰一帯の西部に貫付すべきか」として、「磯竹島略図」を提出したが、すでに述べたように、太政官が決定した「竹島外一島」は、現在の竹島とは無縁であった。「磯竹島略図」の写しは、今も島根県に保管されているが、太政官はその「磯竹島略図」によつて、「竹島外一島、本邦関係これなし」としたわけでも、そ

の証拠として作図したものでもない。韓国側では「磯竹島略図」を根拠に、太政官の決定がなされたように曲解しているが、文献批判を伴わない史料の解釈は、歴史問題を混乱させるだけである。

●来るところまで来た竹島問題

さて以上述べべくると、竹島問題研究会の最終報告書を「正常な学問的論理からは到底説明のできない詭弁の羅列に過ぎない」とした独島本部の反論は、歴史事実とは無縁の詭弁であつたことが明らかになった。

だが独島本部が論評を発表し、竹島問題研究会を批判したことは、自らも「学問的論理」によつて、審判の対象になつたということである。これは竹島問題研究会にとつても、有り難いことである。

韓国側とは、対話の窓口ができたからだ。その上、独島本部は、2000年から日韓漁業協定の破棄を訴え、運動を続けてきた。これは島根県にとつても、有り難い存在である。これまで日韓の間で、竹島問題を棚上げにして漁業協定を締結したため、韓国政府は排他的経済水域の基点を鬱陵島に置き、日本政府は竹島を基点としてきた。そのため重複する海域は共同管理水域となり、トラブルが絶えなかつたからである。島根県が「竹島の目」条例を制定し、領土権の確立を国に求めたのも、ここに理由があつた。

さらに島根県にとつて有り難かつたのは、島根県の「竹島の目」条例の制定を、盧武鉉大統領が「第二の侵略」としたことで、韓国政府が竹島問題を国策とするようになつたからである。そしてついに韓国政府は、2006年6月、排他的經濟水域の基点を鬱陵島から竹島に移した。これで日韓は、同じ土俵に上がつたのである。領土問題は、民族的な感情が前面に出て、武力衝突に結びつきやすい。だが日韓には、「誠信の交わり」がある。信義を重視する韓国側とは、「互いに欺かず、争わず、眞実をもつて交わる」、誠信の交わりを通じて、竹島問題をはじめ歴史問題の解決を図つていきたるものである。